

企業の経理・税務・庶務・労務担当者の執務指針

企業実務

JAN. 2006
No.607

新春
巻頭企画

会社法、中小企業会計指針など 総務・経理の 仕事に影響を及ぼす 大変化を読み解く



経理・税務
ケース別事務処理のポイント
**年末調整の
やり直しはこうやる**

人事・労務
こんなときどうなる
**労働災害か否かの
判断基準Q&A**

経理・法務
消費者基本法、消費者契約法など
**消費者保護に関する
法律知識と契約時の留意点**

別冊付録 実務情報Series
事前準備から経理処理のポイントまで
**人事関連行事の
上手な運営マニュアル**

【ケース別事務処理のポイント】

年末調整の やり直しはこうやる

年末調整が終わったのも束の間、「子供が生まれました」などと社員から報告があれば、年末調整のやり直しになります。「せっかく終わったのに」という声も出そうですが、もう一頑張り。その方法を紹介します。



税理士
落合 孝裕

年末調整のやり直し、 まつわる養育な疑問

「疑問1」どんなときにやり直しが必要なの？
【回答】配偶者のパート収入が当初の見積額と違ったり、年末調整の後に子供が生まれて扶養親族が増えた場合など、納税額が変更になったときに必要になります（図表1参照）。やり直しの期限は年末調整をした翌年の1月末日までとなっています。

「年末調整がやっと終わった」
経理の皆さま、本当にお疲れ様でした。でも、ほっと一息ついていた、「すみません、妻のパート収入が予定より増えちゃって……」さらに年始の挨拶で、「大晦日に子供が生まれました」それも双子？、これって税金戻ってくるんですよね。なんてことも。これらはいずれも年末調整のやり直しとなります。「せめて年末調整の計算をしているときならなあ」と思うところですね。年末調整のやり直しについて、具体的な方法と、注意点について解説しましょう。

ただし、やり直しは会社の義務
「疑問2」やり直しはどの行なえばよいの？
【回答】年末調整の再計算をし、その結果に応じて、取り過ぎていた所得税を本人に還付するか、不足分を本人から徴収します。たとえば、本人に還付すべき金額が一万五、〇〇〇円なら1月の納税分から一万五、〇〇〇円を差し引いて納付します。直接還付するより、1月の納付の際に調整するのが一般的な方法です。徴収が必要な場合は、たとえば、不足している税金の額が七、〇〇〇円なら七、〇〇〇円加算して、1月の納付日に納付します。先に会社が立て替えて納税し、後で給与振込の際に税金分を差し引いた額を振り込むか、直接本人から徴収して納税するケースが考えられますが、給与支払日や再計算した日により変わってくるでしょう。

調整した金額は納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高
ではありません。といっても「会社の業務ではないので自分でやってください」では、大抵の人は道方に養われてしまうでしょう。そのため、実際は会社で行うことが多いと思います。

図表3 配偶者特別控除額の早見表

配偶者の合計所得金額(年収-65万円)	控除額	
380,000円以下	0万円	
380,001円以上	399,999円以下	38万円
400,000円以上	449,999円以下	36万円
450,000円以上	499,999円以下	31万円
500,000円以上	549,999円以下	26万円
550,000円以上	599,999円以下	21万円
600,000円以上	649,999円以下	16万円
650,000円以上	699,999円以下	11万円
700,000円以上	749,999円以下	6万円
750,000円以上	799,999円以下	3万円
760,000円以上		0万円

この見損額と差額が生じた場合、これはよくあります。ご主人の勤め先で年末調整の書類を作成するのは12月初旬でしょう。しかし、その後納期が来る年末にかけて、パート社員で働いている奥さんの出勤時間が予定より増えることがあります。すると、配偶者特別控除額が変わってきます。

たとえば当初年収一〇〇万円で見積もっていたのが、年収一〇〇万円になったようなケースです。年収一〇〇万円(給与所得控除額を引いた合計所得金額)四万五千円であれば、ご主人の年末調整で控除できる、配偶者特別控除額は三万円ですが、年収一〇〇万円(給与所得控除額を引いた合計所得金額)五万五千円に増えたら、配偶者特別控除額は二万円に減ります。

扶養親族が増えますので、その分、扶養控除額が一人増り三万円増えます。双子なら七万五千円です。双子で扶養が二名増えたら、七六万円の所得控除額を増やして、年末調整のやり直しを行い、多く支払っていた分の所得税を本人に還付します。源泉徴収票は、給与表4のように作成します。(給与所得者の扶養控除等(異動)申告書)も忘れず修正してください。

「ケース3」年末調整後に追加支給があった場合
年末調整後に給料や賞金の追加支給があった場合を覚えておきましょう。もう一回は同じですが、経理担当者からすると、手間がかかる

「ケース4」年末調整後に「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」の提出があった場合
借入金でマイホームを購入した場合、購入した年から一〇年間平成11年1月1日から平成13年6月30日までに居住した場合は一五年

図表4 源泉徴収票の訂正の仕方(扶養家族=双子が生れた場合)

赤で記入
再計算
再計算によって変わる
扶養親族が増えたら記入
再計算によって変わる
扶養親族が増えたら記入

ものです。住宅ローン控除は、その年末の残高をもとに控除額が決まります。12月に借入金の一部を繰上げ返済した場合は、証明書と実際の残高の違いが生じます。さらに、税金計算は、繰上げ返済をした後の残高で計算しますので、減税額(還付額)が少なくなります。よって、年末調整のやり直しをしなければなりません。本人からは金融機関に繰上げ返済を再発行してもらって、後日会社に提出してもらってください。

あらかじめ繰上げ返済することがわかっていたら、本人から年末の予定残高を確認しておき、その金額で年末調整の計算を行なっておくとよいでしょう。

「ケース5」年末調整後に生命保険料の負担があった場合
月払いで保険に入っている場合は、生命保険会社等から送られてくる「生命保険料控除証明書」が12月まで支払った保険料の額が記載されていることが普通ですが、それに基づいて年末調整を行います。しかし、年末調整をした後で生命保険に入るようなケースもあるかもしれません。

年間保険料が一〇万円を超えれば控除額は一律五万円です。ただし、すでに年間保険料一〇万円以上の生命保険に入っているなら、それ以上追加で加入しても年末調整の金額に何ら影響はありません。個人年金以外の一般生命保険契約等のみの場合、選に、新規加入した年、保険料が下の人だけが控除額が増やした場

「ケース6」年末調整の計算を間違えた場合
年末調整は短期間で一気に行う仕事ですから、入力ミスがあり得ます。間違いがなかった時点で修正しましょう。